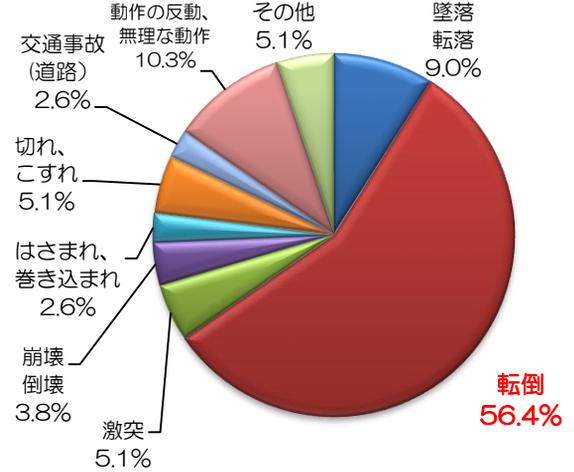




平成30年労働災害発生状況について

業種	発生年	30年4月末			
		29年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		294(0)	78(1)	+2	2.6%
製造業		73	23	+1	4.5%
建設業		30	6	-1	-14.3%
土木工事業		11	2	-1	-33.3%
建築工事業		16	2	-2	-50.0%
その他建設業		3	2	+2	
運輸交通業		52	9	-8	-47.1%
商業		39	11	-2	-15.4%

【災害の傾向（事故の型別）】



第13次労働災害防止計画の概要

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画の目標

【全体】

死亡災害：15%以上減少 死傷災害：5%以上減少

【重点業種別】

建設業、製造業：死亡災害を15%減少
陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設：死傷災害を5%以上減少

8つの重点目標

1. 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
2. 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
3. 就業構造の変化及び働き方改革の多様化に対応した対策の推進
4. 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
5. 化学物質等による健康障害防止対策の推進
6. 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
7. 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
8. 国民全体の安全・健康意識の高揚等

古川監督署の数値目標

死亡災害：ゼロ

【重点業種別目標】

業種	2017年	目標件数 2022年
全産業	294	280
製造業	73	69
建設業	30	29
陸上貨物運送事業	49	47
小売業	28	27
社会福祉施設	24	23

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

平成30年の「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」は、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的に実施し、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とします。

期間

平成30年5月1日～9月30日【 準備期間：4月 強化月間：7月 】

【キャンペーン期間中の実施事項】

① WBGT値（暑さ指数）の把握

日本工業規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT値を随時把握する。

② WBGT値（暑さ指数）の評価

WBGT値が基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT値の低減をはじめとした、「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」対策を徹底する。

③ 作業環境管理

◎ WBGT値（暑さ指数）の低減等

・簡易な屋根、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置など。

◎ 休憩場所の整備

・休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、シャワー等身体を適度に冷やす物品及び設備を設ける。
・水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう飲料水、スポーツリンク等を備え付ける。

④ 作業管理

◎ 作業時間の短縮等

・WBGT値が基準を超えた時は原則作業中止。やむを得ず作業する際は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する、水分塩分の摂取状況を頻繁に確認する等の対策を講じる。

◎ 熱への順化

・7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

◎ 水分及び塩分の摂取

・自覚症状の有無にかかわらず、作業中は定期的に水分、塩分を摂取する。

◎ 服装等

・透湿性、通気性の良い作業服、直射日光下においては、通気性のヘルメット等を着用する。

⑤ 健康管理

◎ 健康診断結果に基づく対応等

・熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある、糖尿病、高血圧症、心疾患等を有する者に対し医師の意見等を踏まえて配慮を行う。

◎ 日常の健康管理等

・朝食の未摂取、睡眠不足、多量の飲酒等が熱中症の発症に影響があることを指導する。

◎ 労働者の健康状態の確認

・作業開始前に労働者の健康状態を確認する。作業中には声掛けをし、お互いの健康状態を確認するとともに異変を感じた際は躊躇なく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

※詳しくは・・・

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

検索

労災保険の二次健康診断等給付の活用について

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

《一定の項目》

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ 腹囲の検査またはBMIの測定

全ての項目で「異常所見」

※ ①～④の検査項目において「異常なし」と診断された項目があっても、事業場に選任されている産業医等が、長時間労働など就業環境を総合的に勘案し、必要と認めた場合には二次健康診断等給付を受けることができます。

二次健康診断等給付を受けることができる

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112